

岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画

(平成25年10月改定)

～概要版～

はじめに

- 毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとは抗原性が大きく異なり、病原性や感染力の高い新型のウイルスの出現により、大きな健康被害と社会的影響をもたらされることが懸念されている。(例:H5N1,H7N9型など)
- 未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。(例:2003年4月のSARS)
- 上記のような感染症に備え、各主体の責務や発生時の措置を法的に定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が平成25年4月に施行され、政府行動計画が特措法に基づく計画として平成25年6月に制定された。
- 県新型インフルエンザ対策行動計画は、国行動計画の策定、改定にあわせて、平成17年12月に策定、平成21年2月及び平成24年3月に改定されている。
- 今回の政府行動計画改定により、県行動計画を見直し、特措法に基づく計画として策定する。

今回改訂のポイント

- 「指定公共機関」、「指定地方公共機関」制度の創設
- 特措法の制定により法的根拠が付与された対策等の明記
- 「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」の創設に伴う対策の再整理
- 対象感染症の拡大に伴う行動計画の名称変更等

流行規模及び被害の想定(新型インフルエンザ)

項目		県内	全国
患者(人口の25%)		約52万人	約3,200万人
医療機関受診者		約20万人 ~40万人	約1,300万人 ~2,500万人
中等度 (致命率0.53%)※1	入院患者 (一日当たり最大)	約8,600人 (約1,600人)	約53万人 (約10.1万人)
	死亡者数	約2,800人	約17万人
重度 (致命率2.0%)※2	入院患者 (一日当たり最大)	約32,500人 (約6,500人)	約200万人 (39.9万人)
	死亡者数	約10,400人	約64万人
従業員の欠勤率の想定		最大40%程度	

※1 アジアインフルエンザ並み ※2 スペインインフルエンザ並み

○流行規模は、軽微なものから重篤なものまで様々な場合があり、上記の想定を超えるものもあり得ることも念頭に置く。

目 的

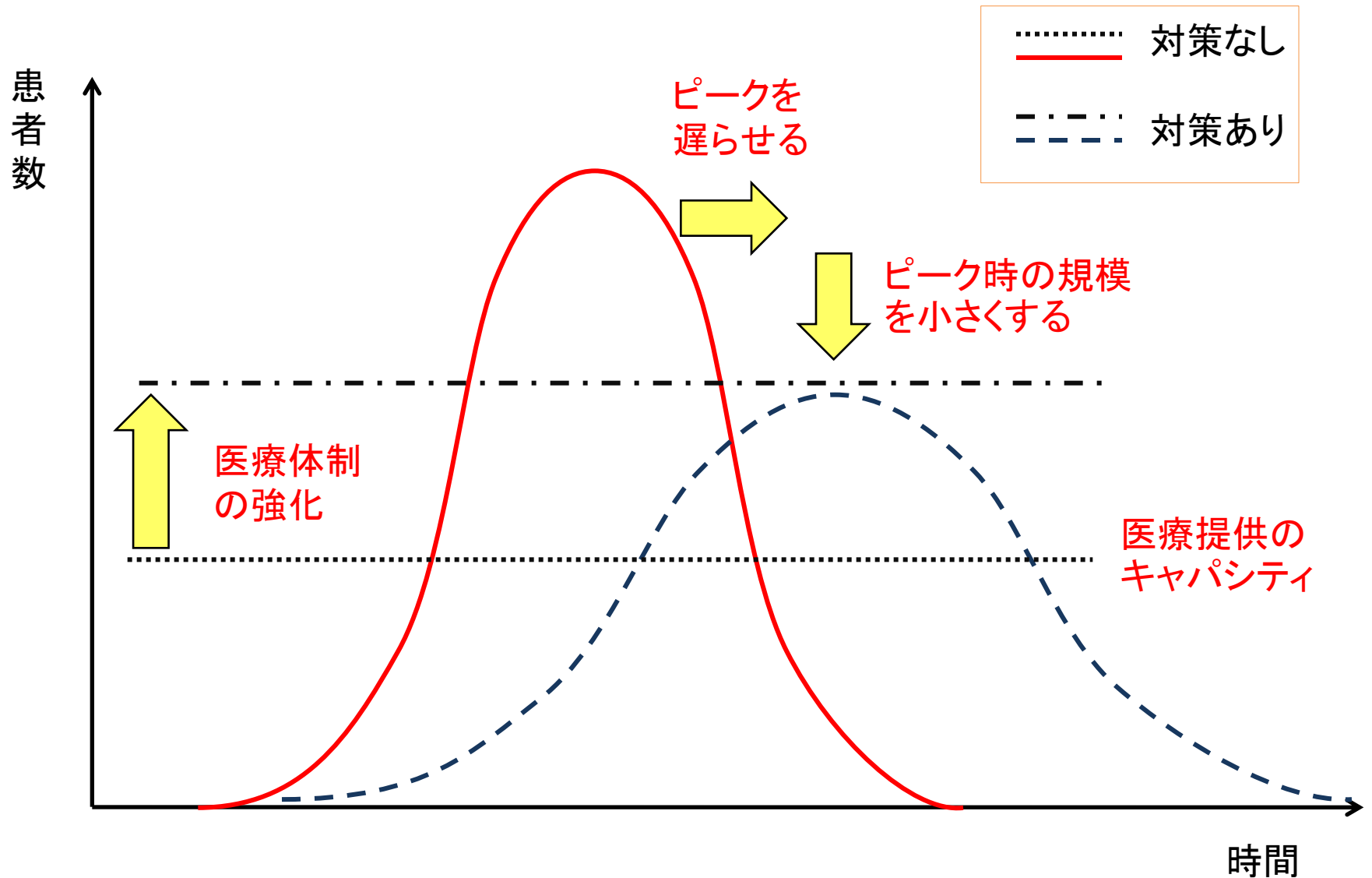
1 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- ・ 医療提供体制の強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2 県民の生活及び経済に及ぼす影響が最小になるようにする。

- ・ 地域での感染拡大防止策により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は県民の生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

公衆衛生対策のイメージ図



基本的考え方

- 病原性の高い場合を念頭に置きつつ、病原性が低い場合等様々に対応できるように、対策の選択肢を示す。
- 本県の事情を考慮しつつ、国の対策と密接に連動し、各種対策を実施する。
- 新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまで、一連の流れをもった戦略を確立する。

発生前	<ul style="list-style-type: none">・水際対策の実施体制の構築・抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄・地域における医療体制の整備・ワクチン接種体制の整備・県民への啓発・県、市町村、企業による事業継続計画等の策定
発生当初	<ul style="list-style-type: none">・水際対策・患者の入院勧告、抗インフルエンザウイルス薬等の治療・感染のおそれのある者の外出自粛、予防投与の検討・病原性に応じ、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限
感染拡大	<ul style="list-style-type: none">・行政、事業者等は、医療の確保、県民の生活及び経済の維持等に最大限の努力

対策実施上の留意点

○ 基本的人権の尊重

法令に基づき、県民の権利・自由に制限を加える場合（医療従事、外出自粛、施設の使用制限、土地の使用、緊急物資の運送、特定物資の売渡しの要請等）は、対策実施のため必要最小限とすること。

実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、県民に対して十分説明し、理解を得ること。

○ 危機管理としての特措法の性格

病原性の程度や、医薬品の効果などにより、緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ることに留意する。

○ 関係機関相互の連携協力の確保

県対策本部は、政府対策本部及び市町村対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

県対策本部長は政府対策本部長に対して、また市町村対策本部長は県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請することができる。

○ 記録の作成・保存

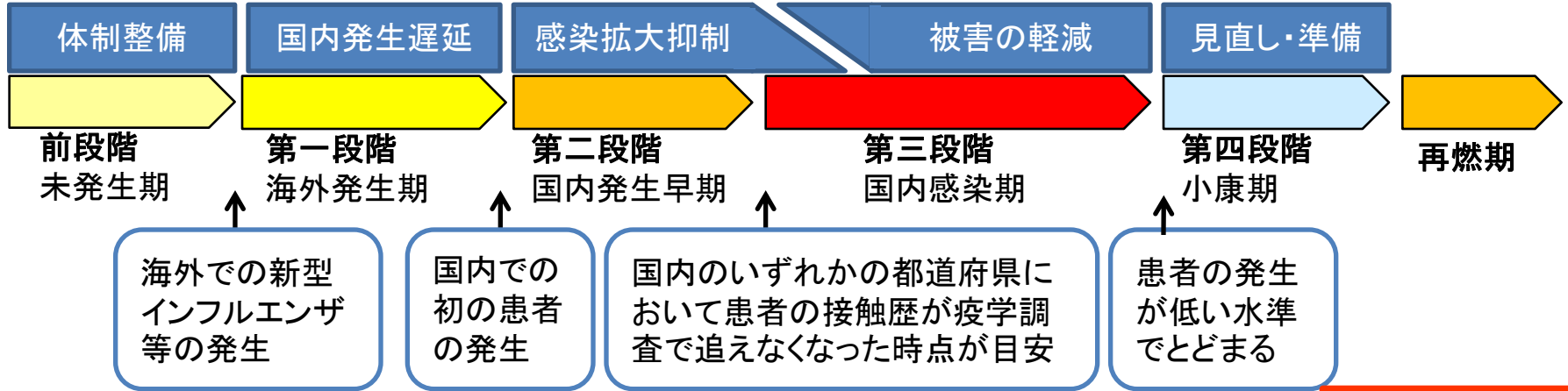
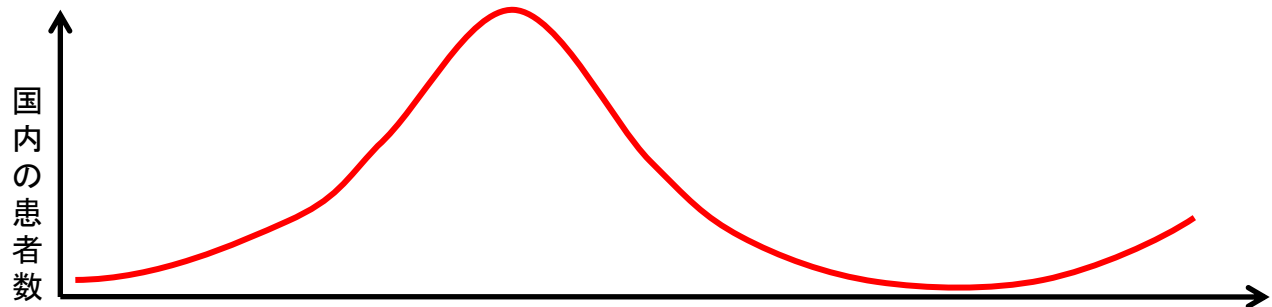
対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存する。

発生段階

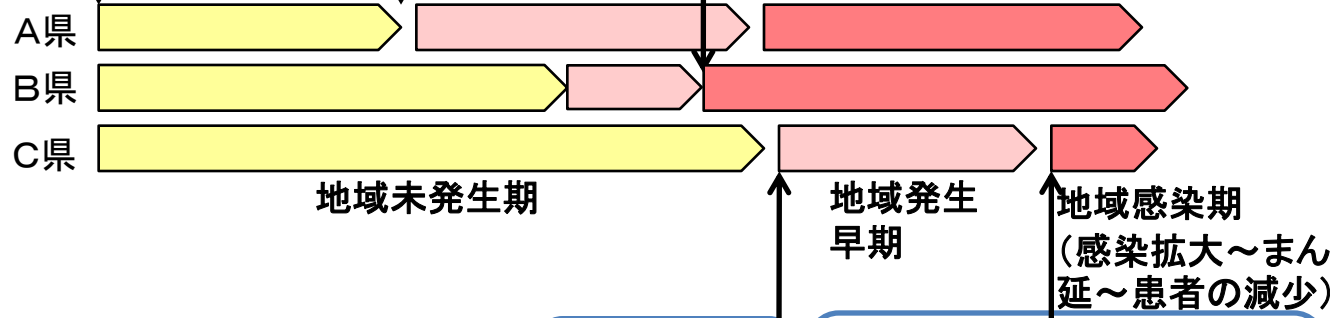
○ 国内発生以降の流行の発生段階は、都道府県単位で国と協議の上判断(基準は国が示す)

流行状態	県の発生段階	国の発生段階
新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期	未発生期
海外で新型インフルエンザ等が発生した状態		海外発生期
いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、岐阜県内では発生していない状態	県内未発生期	国内発生早期
岐阜県内で新型インフルエンザ等の患者は発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	県内発生早期	
岐阜県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	県内感染期	国内感染期
新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期	小康期

国における発生段階



都道府県における発生段階



地域での発生状況は様々であり、

- ・地域未発生期から地域発生早期
- ・地域発生早期から地域感染期の移行は、都道府県を単位として判断

各都道府県で初の患者の発生

各都道府県において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった時点が目安

対策推進のための役割分担（行政機関）

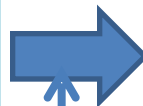
行政機関	役割の概要
国	<p>【発生前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」を開催 ・各省庁において所管行政分野の発生時の対応を具体的に定めておく <p>【発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「政府対策本部」の下で「基本的対処方針」を決定し、対策を強力に推進 ・医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴く ・地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を支援
県	<ul style="list-style-type: none"> ・特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担う ・市町村における対策実施を支援、調整 ・岐阜市内の医療体制確保や感染拡大抑制に関し、岐阜市と緊密に連携 <p>【発生前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「岐阜県新型インフルエンザ等対策推進会議」開催等全庁的な取組を推進 ・各部局において、所管事務の発生時の対応を具体的に定めておく <p>【発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「岐阜県新型インフルエンザ等対策本部」を設置 ・政府の基本的対処方針に基づき、対策を強力に推進
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種、住民の生活支援、社会的弱者への支援を的確に実施 ・県、近隣市町村と緊密に連携する
岐阜市 (保健所設置市)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、方針等を検討する段階から県と緊密に連携して取り組む

対策推進のための役割分担（関係機関・個人）

関係機関等	役割の概要
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域医療確保のため、院内感染対策、診療継続計画の策定、地域における医療連携体制の整備等を進める。</u> ・発生時には、<u>診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携し医療の提供に努める。</u>
指定公共機関・ 指定地方公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>特措法及び業務計画で定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する。</u>
登録事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>医療の提供又は県民の生活及び経済の安定に寄与する業務を行う事業者は、発生前から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を行い、発生時には、その活動を継続するよう努める。</u>
一般の事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>職場における感染対策を行う。</u> ・発生時における<u>一部の事業の縮小、不特定多数の者が集まる事業に対する感染防止のための措置の徹底を行う。</u>
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・通常インフルエンザにおいても感染予防に努める。 ・発生時に備えて、食料品、生活必需品等を備蓄することが望ましい。 ・正しい情報を得て、個人レベルの対策を実施する。

指定(地方)公共機関について

行政機関だけでは新型インフルエンザ等対策の的確な実施は困難



指定(地方)公共機関を指定

(新型インフルエンザ等対策特別措置法)

指定公共機関

(法第2条第6号)

政令にて定める

・医療、医薬品・医療機器の製造販売、電気等の供給、輸送等を行う公共的機関及び公益的事業を営む法人

国立病院機構、日本赤十字社、医療関係団体、電力・都市ガス・運輸・通信各社、日本郵便、日本銀行、NHK、日本医薬品卸業連合会等

指定地方公共機関

(法第2条第7号)

知事が指定

・都道府県の区域において、医療、医薬品・医療機器の製造販売、電気等の供給、輸送等を行う公益的事業を営む法人及び地方独立行政法人(指定公共機関以外のもの)

県内公的医療機関等、岐阜県医師会、岐阜県歯科医師会、岐阜県薬剤師会、岐阜県看護協会、岐阜県医薬品卸協同組合、岐阜県LPガス協会、岐阜県バス協会、岐阜県トラック協会

指定(地方)公共機関の責務等

責 務

法第3条第5項、6項

- 新型インフルエンザ等が発生したときは、その業務について、新型インフルエンザ等対策(※)を実施する責務を有する。
※国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう実施する措置
- 行政、指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たり、相互に連携協力し、的確、迅速な実施に万全を期さなければならない。

業務等

1 新型インフルエンザ等対策に関する業務計画の作成、報告、要旨の公表(法第9条)

<業務計画に定める事項>

- ① 新型インフルエンザ等対策の内容及び実施方法に関する事項
- ② 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する関係機関との連携に関する事項
- ④ その他必要な事項

2 必要な物資・資材の備蓄・整備・点検、施設・設備の整備・点検(法第10条)

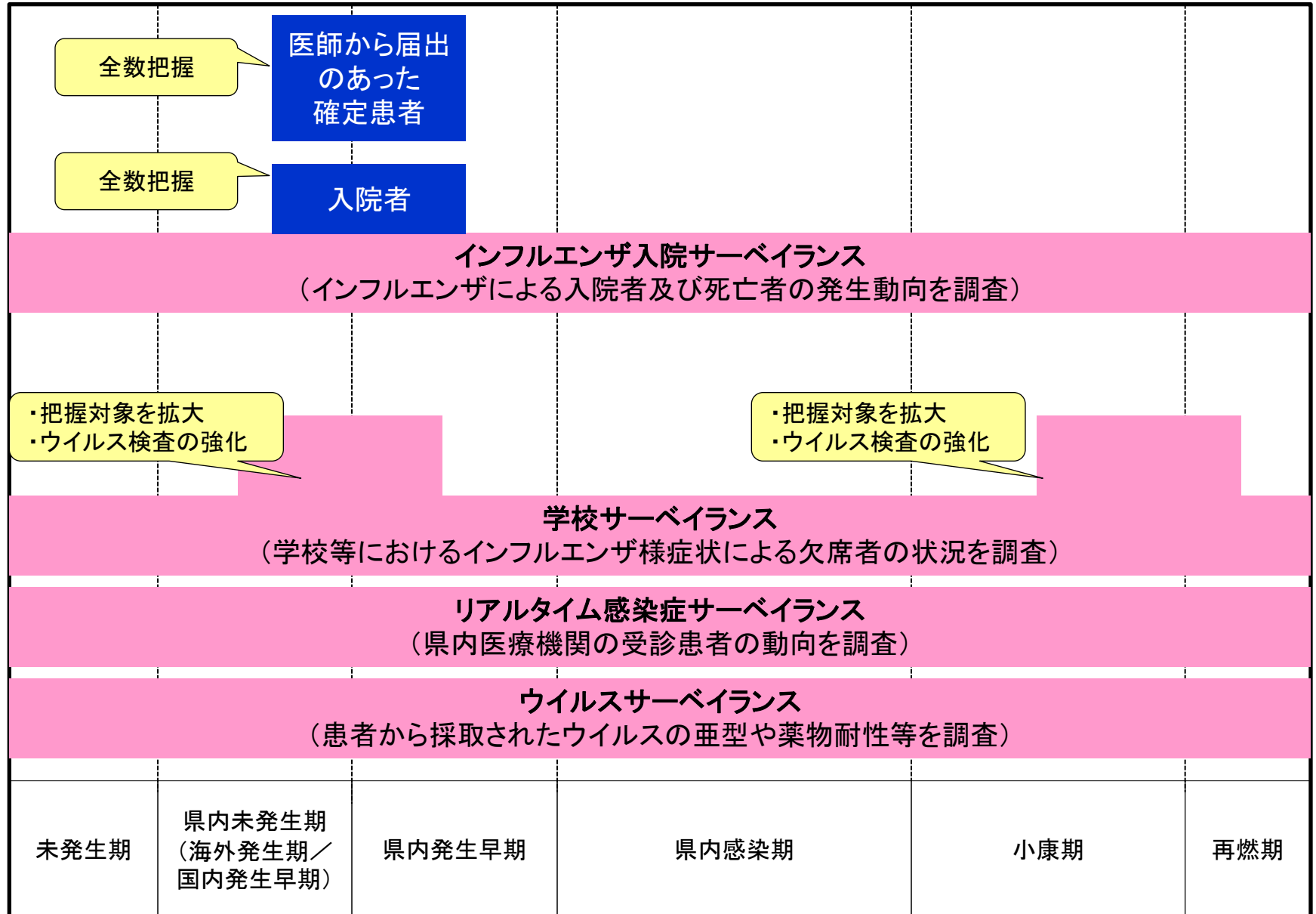
3 都道府県対策本部長による総合調整、指示(法第24条第1項、法第33条第2項)

総合調整: 新型インフルエンザ等対策の業務が、相互に調和して行えるよう助言、要請、勧告等により調整を行うもの

指 示: 緊急事態宣言後において、総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合、特に必要があるときに行う。

サーベイランス

平時から行っているサーベイランス



情報提供・共有

- 県民に発信するメッセージとして、次のことを重視する。
 - ・新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること(感染したことについて、患者やその関係者に原則として責任はないこと)
 - ・個人レベルの対策が全体の対策推進に大きく寄与すること
- 情報提供の際には、外国人や障がい者にも配慮する。
- リアルタイム感染症サーベイランスシステムによる情報発信を行う。
- 発生時にはコールセンターを設置、市町村には相談窓口の設置を依頼する。
- 市町村、医療機関等とは、インターネットを活用した迅速な情報共有、会議の開催などによりコミュニケーションの充実を図る。
- コールセンターに寄せられた問い合わせ、市町村等からの情報を踏まえ、県民や現場で必要な情報を把握、情報発信に反映する。
- 対策本部が情報を集約・共有する体制を構築する。

予防・まん延防止①

- 新型インフルエンザ等の特性(病原性、感染力)に応じ対策を選択
- 目的、段階によって実施すべき対策を切り替え

対策区分		概要
個人・地域レベルでの対策		<ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用・咳エチケット、手洗い等基本的な感染対策の勧奨 ・職場における感染対策の徹底 ・学校・保育施設等における感染対策の実施、学校等の臨時休業 ・公共交通機関における利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ
水際対策		<ul style="list-style-type: none"> ・検疫所等と連携した入国者に対する健康監視
患者・濃厚接触者への対応		<ul style="list-style-type: none"> ・感染症指定医療機関等への入院 ・患者の濃厚接触者への外出自粛要請、健康観察 ・基礎疾患を有する者や多数が居住する施設等への感染対策強化
緊急事態宣言時の措置	外出自粛等の要請	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請</u>
	施設の使用制限等の要請等	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>学校、保育所等に対する施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請、指示</u> ・<u>興行場その他政令で定める多数の者が利用する施設に対する感染対策の徹底及び施設の使用制限の要請、指示</u>
渡航の注意喚起		<ul style="list-style-type: none"> ・渡航予定者に個人がとるべき対応、渡航延期勧告に係る情報提供等
在外邦人支援		<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防への注意喚起 ・感染が疑われたときの対応、帰国時の停留可能性の情報提供

予防・まん延防止②(予防接種)

- 国が定めるワクチン接種体制を基に、市町村、県医師会、医薬品卸売業者等と実施体制について、協議・調整を行う。
- 実施主体となる市町村に対する支援を行い、県民に対しては、ワクチン接種に関する情報提供を行い、国が行う国民への理解促進に協力する。

※ 予防接種全体の実施のあり方については、発生時の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定する。

予防接種の種類

特定接種：医療の提供や国民生活及び国民経済の安定等の業務に従事する者に対する接種(特措法第28条)

住民接種：一般国民に対する接種(特措法第46条又は予防接種法第6条第3項)

接種の実施体制

○ 特定接種

- ・都道府県・市町村の職員に対する接種は、各自治体の実施主体。その他(国・事業者)に対する接種は、国が実施主体
- ・原則として集団的接種を行う
- ・接種体制の構築は、各自治体・各事業者で行う

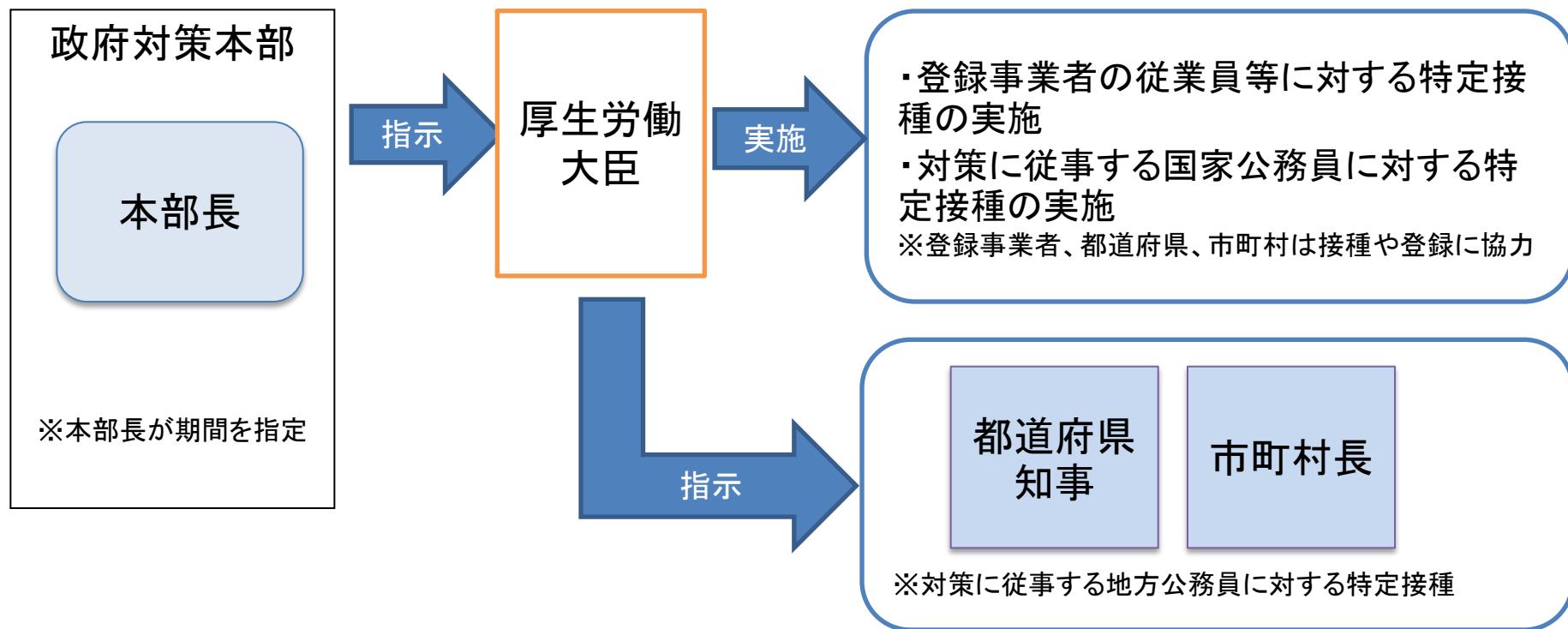
○ 住民接種

- ・市町村が実施主体
- ・原則として集団的接種により接種を行う
- ・居住地以外の市町村でも接種が可能となるよう努める

(参考) 特定接種の法的スキーム

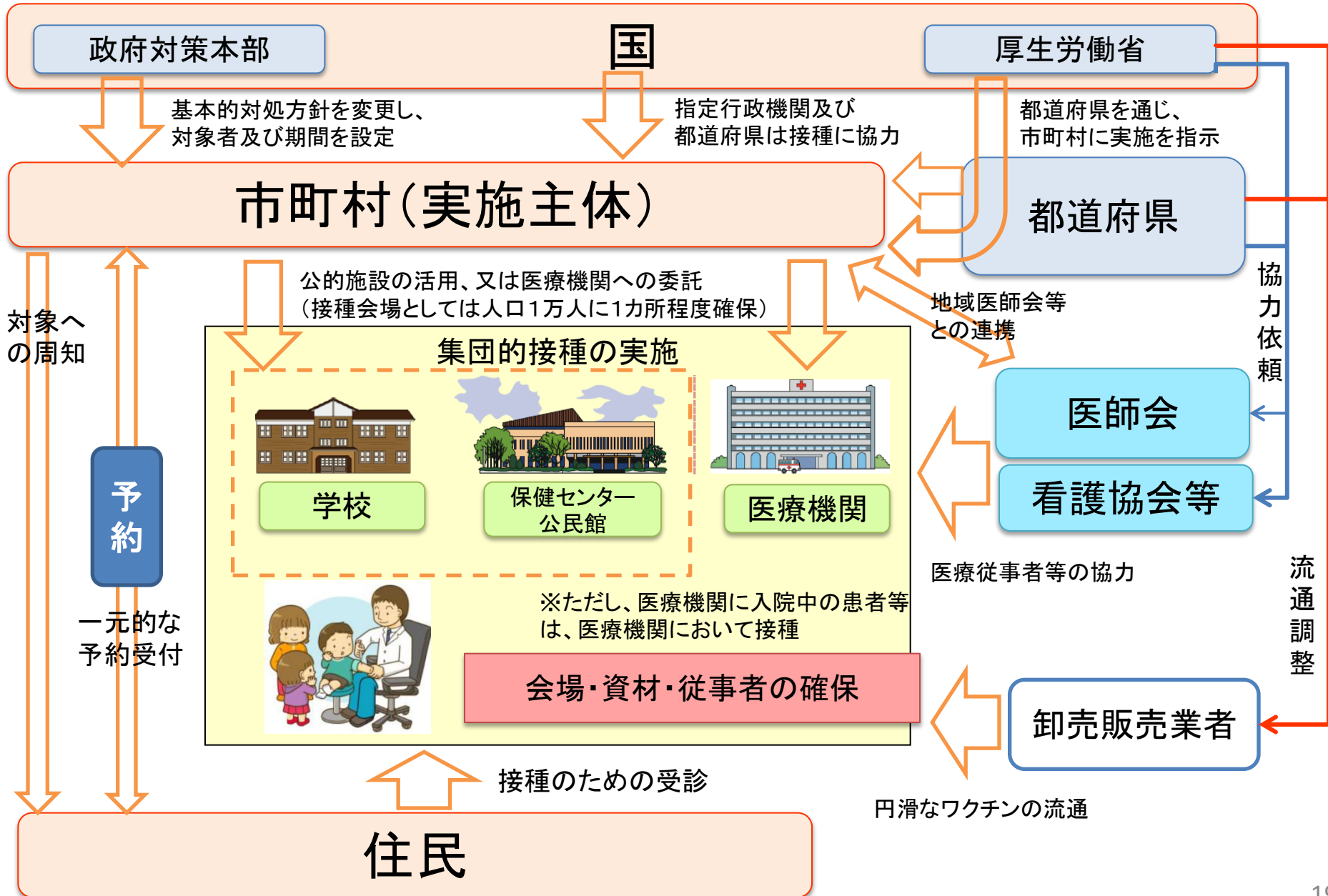
特定接種(対象:登録事業者の従業員等)……特措法第28条

※ プレパンデミックワクチン又はパンデミックワクチン(プレパンデミックワクチンが有効でない場合)の接種。登録事業者の登録基準は政府行動計画において明示

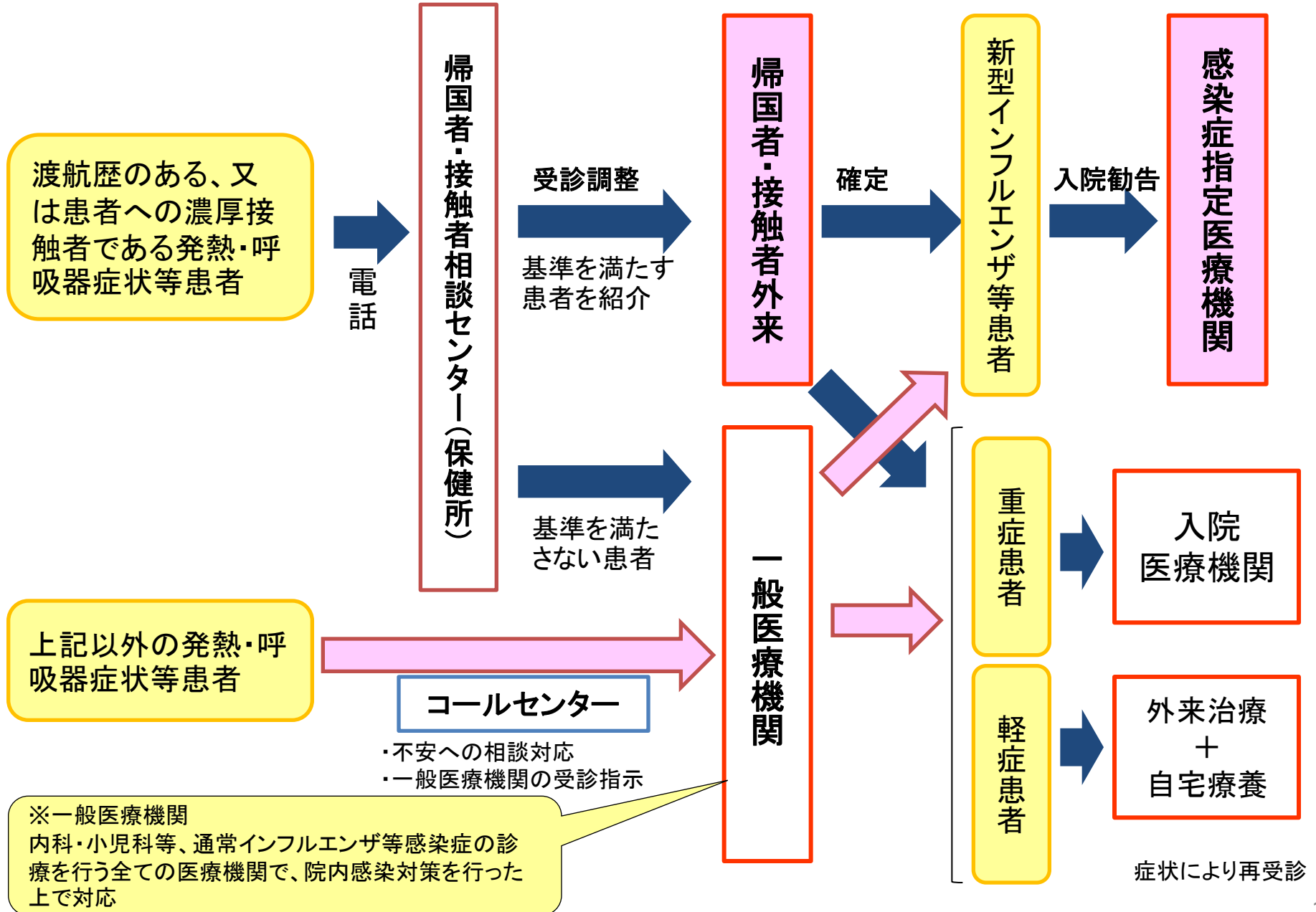


※登録事業者の選定・登録、接種場所(接種実施医療機関)の確保・委託事務、接種対象者(事業者)との連絡調整、ワクチン流通管理などについては県や市町村が協力

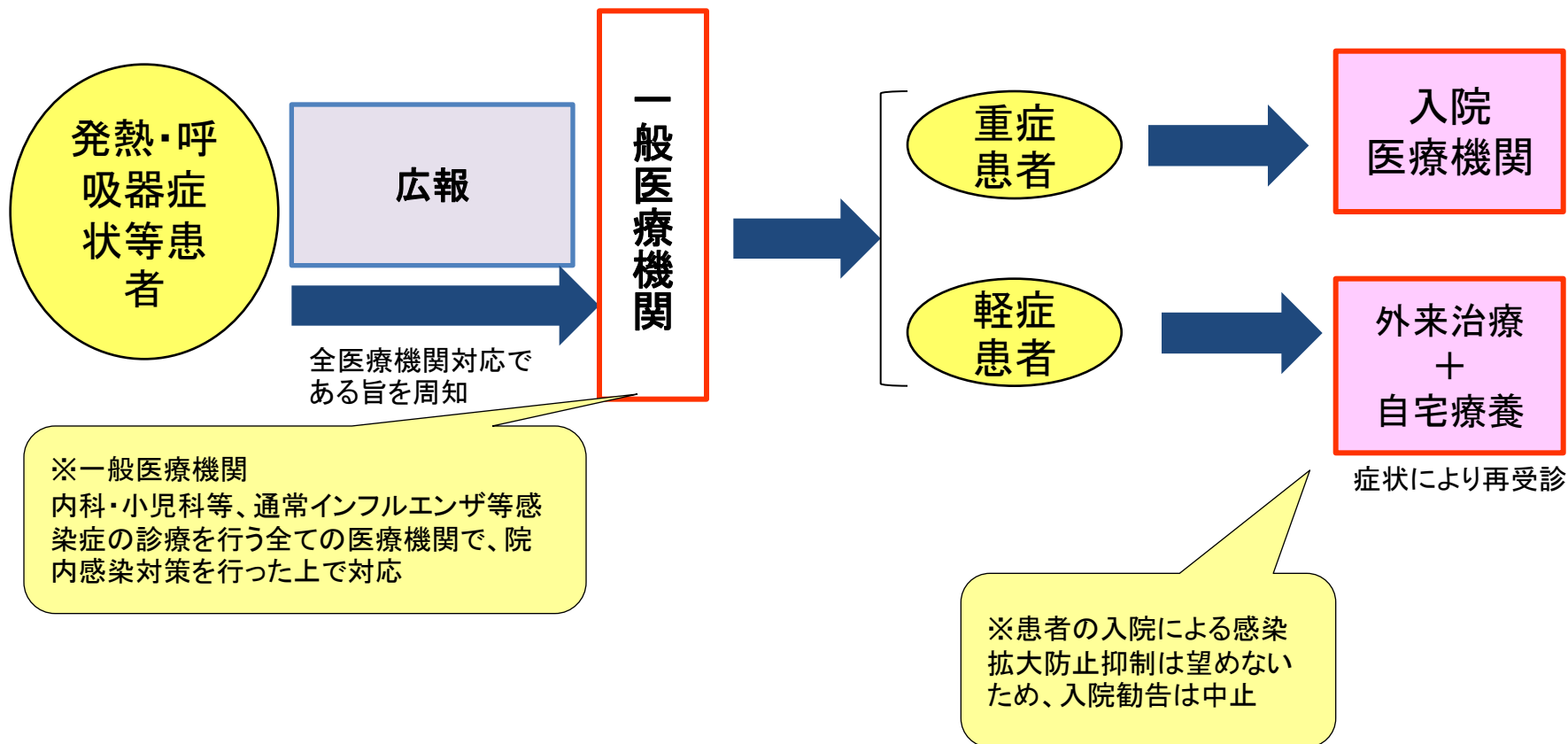
住民に対する予防接種の接種体制



医療体制<県内発生早期まで>



医療体制＜県内感染期＞



県民の生活及び経済の安定の確保①

【緊急事態宣言がされている場合の各事業者による措置】

実施主体	対 応
指定(地方)公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ・業務計画で定めるところにより、業務を実施するために必要な措置を講ずる (県民生活・経済安定対策) 電気事業者、ガス事業者、運送事業者、 電気通信事業者、郵便事業者・一般信書便事業者 (医療対策) 医療機関、医薬品販売業者
水道事業者等 (県、市町村)	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に提供するために必要な措置を講ずる
特定接種の登録事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・医療の提供並びに県民の生活及び経済の安定に寄与する業務を継続的に実施

県民の生活及び経済の安定の確保②

【緊急事態宣言がされている場合の行政による措置】

実施主体	対 応	国行動計画	県行動計画
国、県	・事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ周知 ※弾力運用の決定は国が行う	関係省庁	関係部局
国、県	・サービス提供水準に係る状況を把握 ・まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかけ	内閣官房 関係省庁	危機管理部門 関係部局
国、県	・緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定(地方)公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請	国土交通省 関係省庁	商工労働部
国、県	・緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定(地方)公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請	厚生労働省 関係省庁	健康福祉部
国、県、市町村	・生活関連物資の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視等 ・関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等を要請 ・国(県)民からの相談窓口を設置・充実	消費者庁 農林水産省 経済産業省 関係省庁	環境生活部 関係部局
市町村	・在宅の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応	厚生労働省	健康福祉部 関係部局
県、市町村	・火葬炉の稼働、一時的な遺体安置施設等の確保(市町村) ・墓地、火葬場に関する情報の収集、遺体の搬送の手配等(県)	厚生労働省	健康福祉部 関係部局
公庫、県	・中小企業及び農林漁業者等の経営の維持安定を支援するための特別な金融支援を実施	日本政策金融公庫等	商工労働部 農政部 総務部 関係部局
国、県	・犯罪情報の集約、広報啓発、悪質な事犯の取り締まり	警察庁	警察本部